

**令和6年度農業用水路安全対策啓発（SNS・イベント用啓発動画制作）事業  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

富山県内において、農業用水路に転落して死亡する事故が多く発生していることから、農業用水路の近くを通るときに注意すべきことや、子供や高齢者に対する家庭内や地域内での呼びかけの重要性を多くの県民に周知する必要がある。安全意識の向上、転落（死亡）事故の減少を目的とした動画を作成し、訴求力のあるソーシャルメディアや県民が集まるイベントにおいて放映することで、効果的な啓発を目指し、プロポーザルを実施して受託業者を選定するもの。

**2 委託業務の概要**

**（1）業務の名称**

令和6年度農業用水路安全対策啓発（SNS・イベント用啓発動画制作）事業

**（2）業務内容**

別紙仕様書のとおり

**（3）委託期間**

委託業務契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

**（4）委託にかかる予算上の上限額**

金300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

**3 参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （1）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ソ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

#### 4 参加手続き

##### (1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 3）により電子メールにて令和 7 年 1 月 23 日（木）17 時まで受け付ける。（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する。）

##### (2) プロポーザルへの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書」（様式 1）及び会社概要（様式 2）を令和 7 年 1 月 27 日（月）17 時までに電子メールで送付すること。

### (3) その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」に同じ。

## 5 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

下記の書類データを提出すること。

#### ア 企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」を参照の上、提案すること。

事業内容ごとに企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどの提案内容がわかるようにすること。

#### イ 経費見積書（任意様式）

上記「2 委託業務の概要」の「(4) 委託にかかる予算上の上限額」範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること。

#### ウ 実施スケジュール

#### エ 会社概要、組織体制がわかるもの、過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）において、都道府県又は市町村から受託した類似業務実績（パンフレット等）

### (2) 提出期限

令和7年1月30日（木）17時（必着）

### (3) 提出方法

#### ア 提出先

「10 問い合わせ先」に同じ

#### イ 提出方法

電子メールによる。

Eメールアドレス：anosonseibi@pref.toyama.lg.jp

## 6 審査方法

(1) 企画提案書による書面審査により採用者を決定する。（必要に応じてヒアリングを実施）

(2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果は、選定の有無に関わらず、後日書面で通知する。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じない。

## 7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、富山県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途、業務委託契約書を締結するものとする。

尚、契約に際し希望（合意）があれば電子契約が可能である。

## 8 その他

(1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

- (2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年1月30日(木)17時までに辞退届(任意様式)を提出すること
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 経費見積書への押印省略について  
経費見積書には代表社印が必要となるが、以下の要件を満たした場合は、押印省略が可能となる。(社印(角印)の押印は不要)
- <要件>
- ア 押印を省略する場合は、該当書類に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職(所属)・氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号)を記載すること。
- イ 発行責任者とは、実際の役職に関わらず、見積書を発行するにあたり責任を有する者とする。

## 9 スケジュール

質問締切	令和7年1月23日(木)午後5時まで
参加申込書締切	令和7年1月27日(月)午後5時まで
企画提案書締切	令和7年1月30日(木)午後5時まで
書面審査、委託先候補者の決定、審査結果通知	令和7年2月上旬(予定)
委託契約締結	令和7年2月中旬(予定)

## 10 問い合わせ先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号(富山興銀ビル4階)  
富山県農林水産部農村整備課 鈴木、加賀田  
TEL : 076-444-3375 FAX : 076-444-3437  
E-mail : anosonseibi@pref.toyama.lg.jp